

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:水道部施設管理課 No.002

処 分 名	給水装置の切離し
処 分 の 概 要	給水装置の切離しを行います。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業給水条例（平成 17 年 10 月 1 日条例 202 号） 39 条第 1 号及び 2 号
処 分 基 準	給水装置所有者が 90 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき、または給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたときに給水装置の切り離しを行うことができます。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市水道事業給水条例

第 39 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が 90 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。